

平成 18 年 1 月 26 日

各 位

株式会社 りそなホールディングス
株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 近畿大阪銀行

偽造・盗難キャッシュカード犯罪対策への取り組みについて

りそなホールディングス(社長 川田憲治)ならびにりそな銀行(社長 野村正朗) 埼玉りそな銀行(社長 利根忠博) 近畿大阪銀行(社長 水田廣行)は、お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるようにこれまでも「偽造・盗難キャッシュカード犯罪対策」に取り組んでまいりました。引き続き、以下の対策を実施してまいります。

(主な実施策)

1. キャッシュカード規定改訂以前に発生した盗難カード被害への補償検討
2. A T Mご利用限度額の個別設定サービスの取扱い開始
3. カードロックサービスの取扱い拡充
4. クイックロビーへの盗撮機器監視システムの導入
5. 生体認証機能付 I C キャッシュカードの導入

1. キャッシュカード規定改訂以前に発生した盗難カード被害への補償検討

りそなグループでは、平成 18 年 2 月 10 日の「預金者保護法」(以下、「法」という)の施行に先立ち、「キャッシュカード規定」(以下、「規定」という)を平成 17 年 11 月 14 日に改訂し、規定改訂日以降の盗難カード被害に対する補償を開始しております。

今般、法の趣旨を尊重するとともに、規定改訂日以前に被害に遭われたお客さまへの対応策として、発生している過去の盗難カード被害についても、お客さまが被害に遭われた状況を確認させていただいたうえで、改訂後の規定に準じて 2 年間遡り、補償を検討してまいります。

なお、偽造カード被害については、平成 17 年 3 月より、重大な過失を除き過去の被害についても遡って補償しており、本件実施により、偽造・盗難を問わず、カード犯罪被害を補償することになります。

2. A T Mご利用限度額の個別設定サービスの取扱い開始

磁気ストライプを利用するカードによる A T Mご利用限度額につきましては、りそな銀行、埼玉りそな銀行では、現在、一律の限度額(支払:1日あたり 200 万円、振込:1回あたり 200 万円)としておりますが、本年 3 月より、お客さまが任意に限度額を設定できるサービスの取扱いを開始いたします。なお、近畿大阪銀行では、昨年 8 月より同様のサービスの取扱いを開始しております。設定可能な対象取引および限度額は、各銀行間で若干異なります。

また、生体認証機能付 I C キャッシュカード導入時(本年 10 月予定)には、I C カードのご利用についても、同様のサービスの取扱いを検討しております。

3．カードロックサービス取扱いの拡充

お客さまがご自身でＡＴＭの出金機能を停止・停止解除できるカードロックサービスにつき、りそな銀行、埼玉りそな銀行においては昨年１０月よりモバイル（携帯電話）によるお取扱いを開始いたしておりますが、これに加え、テレフォンバンキングによるサービスを本年３月より開始いたします。また、近畿大阪銀行におきましては、モバイルによるカードロックサービスのお取扱いを、本年３月より開始させていただきます。

4．クイックロビーへの盗撮機器監視システムの導入

りそな銀行および埼玉りそな銀行では、一部金融機関で発生しているＡＴＭ盗撮犯罪への対策として、クイックロビー（ＡＴＭコーナー）における盗撮機器の監視システムを順次導入してまいります。

本日現在、りそなグループのクイックロビーにおける盗撮被害は発生しておりませんが、今後とも、お客さまに安心してご利用いただけるよう、セキュリティ強化のために導入するものです。

5．生体認証機能付ＩＣキャッシュカードの導入

キャッシュカードの偽造・盗難・なりすましの防止策として、本年１０月をめどに、生体認証機能付ＩＣキャッシュカードを導入します。生体認証の方式といたしましては、お客さまアンケートをはじめ、利便性・操作性・信頼性などを総合的に検討した結果、「指静脈認証」を採用することとしました。りそなグループでは、これまでも偽造・盗難カード被害防止に努めてまいりましたが、本件実施によりキャッシュカードにかかわるセキュリティは大幅に強化されるものと考えております。

また、りそなグループのＩＣカードは、お客さまの利便性を損なうことがないよう、当面は磁気ストライプ併用とさせていただくとともに、「てのひら静脈認証」を採用する金融機関との生体認証によるオンライン提携に備え、「てのひら静脈認証」も将来的に登録可能な仕様といたします。

なお、「ＩＣキャッシュカード」は、本年３月をめどに導入することを検討しておりましたが、よりセキュリティを高めた形でご提供させていただくために、生体認証の導入と同時に実施させていただくことといたしました。

りそなグループでは、「盗難・偽造キャッシュカード問題」に対する対策を重要な課題として捉え、今後も被害の発生・拡大を防ぐ施策を実施していくことで、よりお客さまに安心してキャッシュカードをご利用いただけるよう取り組んでまいります。

以 上

【ご参考】

<りそなグループにおけるカード被害補償方針>

被害発生日	平成 17 年 11 月 13 日以前	平成 17 年 11 月 14 日以降
盗難カード被害	平成 18 年 2 月より実施《本件》 遡及期間は 2 年間	平成 17 年 11 月より実施済
偽造カード被害	平成 17 年 3 月より実施済 遡及期間の定めなし	

<りそなグループにおける偽造・盗難カード被害への主な取組み>

取組み事項	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
A T Mへの覗き見防止ツールの導入	平成 17 年 4 月 (セキュリティスクリーン設置)	平成 16 年 9 月 (フィルター貼り付け)	平成 17 年 3 月 (セキュリティスクリーン設置)
A T Mへの後方確認ミラーの設置	平成 16 年 3 月	平成 16 年 9 月	平成 16 年 12 月
被害届出提出ルールの制定等	平成 16 年 6 月	平成 16 年 6 月	平成 16 年 6 月
注意喚起ポスターやチラシ掲示	平成 16 年 7 月	平成 15 年 11 月 平成 16 年 11 月	平成 16 年 4 月
注意喚起の H P 掲載による啓発	平成 16 年 10 月	平成 17 年 2 月	平成 16 年 3 月
偽造カード被害の補償開始	平成 17 年 3 月	平成 17 年 3 月	平成 17 年 3 月
A T Mご利用限度額の一律引下げ(200万円)	平成 17 年 3 月	平成 17 年 3 月	平成 17 年 3 月
カードロックサービスの導入(モバイル端末)	平成 17 年 10 月	平成 17 年 10 月	平成 18 年 3 月 予定
盗難カード被害の補償開始(17年11月14日以降の被害)	平成 17 年 11 月	平成 17 年 11 月	平成 17 年 11 月
盗難カード被害の補償開始(17年11月13日以前の被害)	平成 18 年 2 月	平成 18 年 2 月	平成 18 年 2 月
カードロックサービスの拡大(テレフォンバンキング)	平成 18 年 3 月 予定	平成 18 年 3 月 予定	導入検討中
A T Mご利用限度額の個別設定サービスの導入	平成 18 年 3 月 予定	平成 18 年 3 月 予定	平成 17 年 8 月
クイックロビーへの盗撮機器監視システムの導入	順次導入	順次導入	導入検討中
生体認証機能付 I C キャッシュカードの導入	平成 18 年 10 月 予定	平成 18 年 10 月 予定	平成 18 年 10 月 予定